

赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

1 新制度における確認制度について

新制度では、市町村は「施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）」や「地域型保育給付（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）」の対象となることを希望する教育・保育施設や事業者について、施設・事業者の申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定め、給付の対象となることを確認し、給付費を支払うこととなります。

【各施設・事業において設定可能な利用定員と認定区分との関係】

		満3歳以上児		満3歳未満児
		①1号認定	②2号認定	③3号認定
特定教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型	○	○
		幼稚園型	○	
		保育所型	○	
		地方裁量型	○	
	幼稚園	○	特例給付による利用形態あり	—
保育所	特例給付による利用形態あり	○ ②③いずれかのみを設定可		
特定地域型保育事業	家庭的保育	特例給付による利用形態あり	特例給付による利用形態あり	○
	小規模保育			○
	居宅訪問型保育			○
	事業所内保育			○（従業員枠・地域枠）

※上記表中、各施設・事業において設定可能な利用定員がある場合は「○」、ない場合は「—」

2 確認を受ける施設・事業者の要件

- ①児童福祉法等に基づく認可基準等を満たし「認可」を受けること。
- ②市町村が条例で定める運営に関する基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準）を満たすこと。

3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準については、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」に基づき、各市町村が条例で定めることとなります。

従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設・特定地域型保育事業に係る利用定員 ・施設や事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保、秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関連するもの
参酌すべき基準	上記以外

○利用開始に伴う基準

(従：従うべき基準、参：参酌すべき基準)

項目	国 基 準	従・参	本市基準 (案)
提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者が適切な教育・保育を提供するため、提供開始の際、保護者に対し事前説明を行い、同意を得ること。 説明項目：運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担などの施設・事業の選択を左右する重要事項 説明方法：文書交付（保護者の申出に対応して、電子ファイルの交付によることも可）＋丁寧な説明 	従 ※説明方法については「参」	国基準のとおり (国基準と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。)
応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 「正当な理由」： <ul style="list-style-type: none"> ①定員に空きがない場合 ②定員を上回る利用の申込みがあった場合（選考が必要） ③その他特別な事情がある場合 利用申込みに対して、施設・事業者が自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるとして「正当な理由」に該当する場合、他の適切な施設・事業者への連絡又は当該施設・事業の紹介、市町村によるあっせんの要請等、必要な措置を講じなくてはならない。 施設・事業者は、市町村又は他の施設・事業者が行う連絡調整等については、できる限り協力する。 	従	〃
定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	<ul style="list-style-type: none"> 教育標準時間認定を受けた子どもの場合、①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考などの方法により、各施設・事業者においてあらかじめ選考方法を明示した上で選考を行う。 特別な支援が必要な子どもの体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考できることとする。 保育認定を受けた子どもの場合は、市町村が利用調整を行う。 	従	〃

支給認定証の確認、支給認定申請の援助	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、受給資格を確認するため、利用開始に当たって、支給認定証の確認（利用期間等）を行う。 支給認定申請が行われていない場合には、申込みの意思を踏まえて、速やかに適正な申請がなされるよう援助する。 	参	〃
--------------------	---	---	---

○教育・保育の提供に伴う基準

項目	国 基 準	従・参	本市基準（案）
幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育施設は各基準等に基づき、子どもの心身状況を踏まえた適切な教育・保育の提供義務 幼稚園：幼稚園教育要領 保育所：保育所保育指針 認定こども園：幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針 地域型保育事業は保育所保育指針に準じ、子どもの心身状況を踏まえ、適切に保育を提供しなければならない。 	従	国基準のとおり (国基準と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。)
子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は現行の保育所における基準や障害児支援制度における指定基準を参考に、以下のような事項を求めることとする。 ①利用児童の平等扱い ②虐待等の禁止 ③懲戒に係る権限の濫用防止 	従	〃
連携施設との連携 (地域型保育事業のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く）は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。（利用定員が20名以上の事業所内保育事業を行う者を除く。） 居宅訪問型保育事業を行う者は、乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。 	従	〃

利用者負担の徴収（上乗せ徴収等の取扱い）	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領するものとし、その上でそれ以外に実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。 実費徴収や実費以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示する。 	従	〃
特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者が特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容等については、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。 	従	〃
利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）	<ul style="list-style-type: none"> 給付（委託費）を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている、又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知する。 	参	〃

○管理・運営等に関する基準

項目	国基準	従・参	本市基準（案）
運営規定の策定	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は運営規定において、以下ののような事項について定める。 ①施設・事業の目的及び運営の方針 ②提供する特定教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④教育・保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日） ⑤利用料等に関する事項（実費徴収、上乗せ徴収の有無・理由・その額） ⑥利用定員 ⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準） ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他施設・事業の運営に関する重要事項 	参	国基準のとおり （国基準と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。）

<p>秘密保持・個人情報管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。 ・現に教育・保育に従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないように、施設・事業者が必要な措置を講じる。 ・地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要と思われる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておく。 	<p>従</p>	<p>〃</p>
<p>事故発生の防止、発生時の対応</p>	<p><事故の発生（再発）防止></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は事故発生及び再発防止のために、以下の措置を講じる。 ①事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備すること。 ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。 ③事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。 <p><事故発生時の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は事故が発生した場合の対応として、以下の措置を講じる。 ①事故が発生した場合、保護者（家族）、市町村に対する速やかな報告を行うこと。 ②その際、事故発生時の状況、処置等に関する記録をとること。 ③賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うこと。 	<p>従</p>	<p>〃</p>
<p>評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求める。 ・その上で、施設・事業の種類にかかわらず、学校関係者（保護者等）評価、第三者評価について、受審に努める。 	<p>参</p>	<p>〃</p>

<p>苦情解決</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じる。 ・施設・事業者は、苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行う。 	<p>参</p>	<p>〃</p>
<p>会計の区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、公費の透明性確保の観点から、運営基準上、教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理を行う。 	<p>参</p>	<p>〃</p>
<p>管理・運営等に関するその他の事項</p>	<p><勤務体制の確保等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、教育・保育を提供していくとともに、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図る。 <p><誇大広告の禁止></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。 	<p>参</p>	<p>〃</p>